

# 1 県税税率等の変遷

税目		年度		昭和28	29	30	31	32	33	34	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51		
県税	税率	個人		(創設)均等割 年 100円 所得割 所得税額の 5%			所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 150万円 以下 2% 150万円 超 4%											均等割標準税率 年額 300円		
		法人		(創設)均等割 年 600円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%								法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本の額が 千万円超の 法人及び保 険業法に基 づく相互会 社 年 1000円 上記法人以 外の法人等 年 600円	法人税割 5.6%				法人税割 5.2% 超過税率 6.2%	均等割 標準税率 (1)資本の金額又は出資金 額が1億円を超える法人 年額 6,000円 (2)資本の金額又は出資金 額が1千万円を超え1億 円以下の法人 年額 3,000円 (3)資本の金額又は出資金 額が1千万円以下の法人 等 年額 1,800円			
事業税	個人	税除主額		基礎控除 年5万円	基礎控除 年7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円			基礎控除 年20万円	事業主控除 と名称変更	年22万円	年24万円	年25万円	年27万円	年32万円	年36万円	年60万円	年80万円	年150万円	年180万円	年200万円		
		税率		第1種事業 8% 第2種事業 及び第3種 事業 6% 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年 50万円 以下 6% 年 50万円 超 8%			第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%												制限税率 標準税率 の1.1倍		
		その他		特別所得税 を事業税の 第3種事業 とした。																				制限税率 標準税率 の1.1倍
業税	税率	法人		普通法人 年 50万円 以下 10% 年 50万円 超及び清算 所得 12% 収入金額課 税法人 1.5%				普通法人 年 50万円 以下 8% 年100万円 以下 10% 年100万円 超及び清算 所得 12%			普通法人 年 50万円 以下 7% 年100万円 以下 8% 年200万円 以下 10% 超及び清算 所得 12% 特別法人 年100万円 以下 6% 年 50万円 以下 7% 年 50万円 超及び清算 所得 8%	普通法人 年100万円 以下 6% 年200万円 以下 9% 超及び清算 所得 12% 特別法人 年150万円 以下 6% 年150万円 超及び清算 所得 8%	普通法人 年150万円 以下 6% 年300万円 以下 9% 超及び清算 所得 12% 特別法人 年150万円 以下 6% 年150万円 超及び清算 所得 8%								普通法人 年 350万円 以下 6% 年 350万円 超 700万円 以下 9% 年 700万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年 350万円 以下 8% 年 350万円 超及び清算 所得 8%	制限税率 標準税率 の1.1倍		
		その他		生命保険事 業を収入金 額課税とし た。	損害保険事 業を収入金 額課税とし た。			地方鉄道軌 道事業を所 得課税とし た。																分割法人の分 割基準を改正 し、製造業以 外の法人で資 本又は出資の 金額が1億円 以上のものに ついては、本社 の従業員の数 を2分の1とす る。
不動産取得税																								
県たばこ税 (県たばこ 消費税)			(創設)	税率 8%						税率 9% 課税標準の 改正 150万円					税率 10.3%	課税標準算 定の基礎と なる額 3円83銭3厘	課税標準算 定の基礎と なる額 3円95銭5厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円9銭4厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円20銭6厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円33銭1厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円43銭7厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円67銭4厘		



税目		年度	63	平成元	3	4	5	6	7	8	9	10		
県 民 税	個人	所得割	130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%	所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%			特別減税の実施 平成6年度分の個人住民税 所得割額の20%相当額 (限度額20万円)	特別減税の実施 平成7年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	特別減税の実施 平成8年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 均等割標準税率 年額 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	特別減税の実施 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養 親族1人につき 8,500円		
		法人			法人税割 超過税率 5.8%			均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2)資本等の金額が10億円を超え50億円 以下の法人 年額 540,000円 (3)資本等の金額が1億円を超え10億円 以下の法人 年額 130,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下の法人 年額 50,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円						
		利子割	・利子等に係る道府県民税を創設 (税率) 支払いを受ける利子等の5%							懸賞金付預金等の懸賞金 にも課税			特定証券投資法人の投資 口の配当等に課税	
個人 事業	事業 除 主 税						年 270万円							
	その他										保険業を第1種事業とした。			
業 法 税	税率		<p>・税率の特例を設ける</p> <p>租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、</p> <p>・所得のうち 年 350万円以下の金額……………6% 年 350万円を超え年10億円以下の金額……………8% 年 10億円を超える金額……………9%</p> <p>・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人の所得 ……………8%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)</p>					<p>租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、</p> <p>・所得のうち 年 400万円以下の金額……………5.6% 年 400万円を超え年10億円以下の金額……………7.5% 年 10億円を超える金額……………9%</p> <p>・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ……………7.5%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)</p>						
		その他		新築住宅控除 1,000万円(H元.4.1) 住宅及び住宅用土地の取得に 係る税率等の特例を3年間延 長(H4.6.30まで)		住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を 3年間延長(H7.6.30まで)		宅地及び宅地比準土地に係る課税標 準の特例 平成6年中の取得 価格の2分の1 平成7,8年中の取得 価格の3分の2	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H10.6.30まで)	宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 平成8年中の取得 価格の2分の1	新築住宅控除 1,200万円(H9.4.1) 宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 H9.1.1～H11.12.31の取得 価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H13.6.30まで)		
不動産取得税														
県 た ば こ 消 費 税	消費	県たばこ		・名称を道府県たばこ税に変更 ・従価割の廃止 ・従量割 1,000本につき 1,129円 (旧3級品については536円)							1,000本につき692円 〔旧3級品については〕 329円			
		地方消費									(創設)消費税の25/100 〔消費税率に換算すると〕 1%に相当			

税目		年度	平成11	12	13	15	16	17
県民税	個人	恒久的減税の実施 個人住民税の所得割額の <b>15%</b> 相当額 (限度額4万円)						恒久的減税の額の引き下げ 個人住民税の所得割額の <b>7.5%</b> 相当額 (限度額2万円) 配偶者特別控除の廃止 夫と生計を一にする妻に対する均等割に均等割の非課税措置廃止
	法人							
	利子割							
	配当割					特定配当等に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率 <b>5%</b> (H20.3.31までは3%)		
	株渡式所得割					特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率 <b>5%</b> (H19.12.31までは3%)		
	事業除主額	年 <b>290</b> 万円						
個人	税率							
	その他							
	税率	[普通法人] [特別法人] [収入金課税法人] 年400万円以下 <b>5%</b> 年400万円以下 <b>5%</b> <b>1.3%</b> 年400万円超800万円以下 <b>7.3%</b> 年400万円超及び精算所得 <b>6.6%</b> 年800万円超及び清算所得 <b>9.6%</b>  租税特別措置法第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年400万円以下の金額..... <b>5%</b> 年400万円を超え年10億円以下の金額..... <b>6.6%</b> 年10億円を超える金額..... <b>7.9%</b> ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ..... <b>6.6%</b> (所得のうち10億円を超える金額については、 <b>7.9%</b> )					外形標準課税の導入 (平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用) 対象法人 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。) 課税標準 付加価値割 各事業年度の付加価値額 資本割 各事業年度の資本等の金額 所得割 各事業年度の所得及び清算所得 税率 付加価値割 <b>0.48%</b> 資本割 <b>0.2%</b> 所得割 所得のうち年400万円以下の金額 <b>3.8%</b> 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 <b>5.5%</b> 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 <b>7.2%</b>	
その他		宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例 H12.1.1～ H14.12.31の取得価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H16.6.30まで)			制限税率 標準税率の1.2倍	分割法人の分割基準を次のとおり改正する。 ・非製造業(鉄道事業・軌道事業・ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。)について課税標準の1/2を事務所数により、1/2を従業者数により関係都道府県に分割する。 ・本社管理部門の従業者数を1/2とする措置を廃止する。	
不動産取得税						土地又は家屋の取得に係る税率等の特例 (H15.4.1～H18.3.31の取得3%)		
県たばこ税 (県たばこ消費税)		1,000本につき <b>868</b> 円 (旧3級品については <b>413</b> 円) (H11.5.1)				1,000本につき <b>969</b> 円 (旧3級品については <b>461</b> 円) (H15.7.1)		
地方消費税								

年		18	19	20	21	22	23	24	25	
民 税 率	個人	恒久的減税の廃止 老齢者控除の廃止 65歳以上の者から前年の合所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置廃止	所得割4% (平成19年度分以降の個人住民税について適用)					均等割の税率 年額1,500円 (平成26年度から平成35年度までの10年間に限る)		
	法人							16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止 森林環境税の導入 (均等割超過税率 年額500円)		
	株 式 所 得 割							森林環境税の導入 均等割超過税率 (平成24年4月1日以後に終了する事業年度から適用) (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 40,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 27,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 6,500円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 2,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 1,000円		
	利 子 割									
	配 当 割									
	株 式 所 得 割									
事 業 税	事 控 除 主 額									
	税 率									
	そ の 他									
法 人 税	税 率			法人事業税の所得割及び収入割の税率の引下げ (地方法人特別税の創設により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 【普通法人】 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4% 2.7% 年800万円超及び清算所得 5.3% 【特別法人】 年400万円以下 0.7% 【収入金額課税法人】 清算所得 3.6% 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超及び清算所得 2.9%		清算所得課税の廃止 (平成22年10月1日以後に解散した法人に適用) 【普通法人】 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4% 2.7% 年800万円超 5.3% 【特別法人】 年400万円以下 0.7% 【収入金額課税法人】 清算所得 3.6% 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9%				
	そ の 他									
不 動 産 取 得 税	・土地又は住宅の取得に係る税率の特例を3年間延長 (H21.3.31まで3%) ・住宅以外の家屋 (H20.3.31まで3.5%)	・住宅以外の家屋 (H20.4.1～4%)		土地又は住宅の取得に係る税率の特例を3年間延長 (H24.3.31まで3%)			土地又は住宅の取得に係る税率の特例を3年間延長 (H27.3.31まで3%)			
（県たばこ税 県たばこ消費税）	1,000本につき 1,074円 (前3級品については 511円) H18.7.1～				1,000本につき1,504円 (前3級品については、1,000本につき716円) H22.10.1～			1,000本につき860円 (前3級品については、1,000本につき411円) H25.4.1～		
地 方 消 費 税								・H26.4.1から適用予定 消費税の17/63 〔消費税に換算すると1.7%に相当〕 ・H27.10.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕		